

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG
中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会
合同会合 第2次報告書（案）に関する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：平成 27 年 6 月 22 日（月）～平成 27 年 7 月 17 日（金）

告知方法：環境省ホームページおよび記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送及び FAX

【意見提出総数】

意見の提出者数：17 通（意見の件数 21 件、うち同旨意見 3 件）

（内訳）

地方公共団体	1 通
民間企業	4 通
業界団体	5 通
教育・研究機関	4 通
個人又は無記名	3 通

【提出意見概要及び対応案】

提出された意見の概要とそれに対する対応案は次ページ以降に示すとおり。

合同会合 第2次報告書（案）に関するパブリックコメント
各章・節・項ごとの件数

章	(件数)	節	(件数)	項	(件数)
3 章	6	1 節	1	6 項	1
		2 節	5	1 項	2
				2 項	3
6 章	5	1 節	5	該当なし	5
7 章	2	3 節	2	1 項	1
				2 項	1
別紙 2	7	表 1	4	該当なし	7
		表 2	3		
別紙 3	1	該当なし	1	該当なし	1

No.	章	節	項	P	行	意見	対応
1	3	1	6	8	22	血圧計を検定するために基準となる基準液柱型圧力計をもとに合格、不合格を判断しています。 計量法基準器検査規則には特に液が水銀である必要はないのですが現在水銀に代わる液体が存在しないと聞いていますので基準液柱型圧力計の製造には水銀は必要なのではないかと考えています。	圧力計は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）上の特定水銀使用製品のひとつであり、製造規制の対象となる見込みです。他方で、当該規制に係る適用除外を規定する条約附属書Aの柱書き(b)には、「研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品」とあり、御指摘の基準液柱型圧力計は、当該適用除外事項に該当し得るところです。したがって、当該圧力計の製造を行おうとする者は、法第6条第2項の申請を行い、法第6条第1項の主務大臣の許可を得れば、関係規定の施行後も製造することができる見込みです。
2	3	2	1	10	9	(1)「特定水銀使用製品」の類型・範囲の適切な限定及び明確化 「特定水銀使用製品」を定める政令が未公布であり、製造・輸出の許可申請が必要な特定水銀使用製品の類型・範囲は、これから具体的に規定されることになる。 P10の(1)で、規制除外を外形的に判断できるものは特定水銀使用製品の定義から除外するべき旨が規定されているが、上記政令においては、是非、特定水銀使用製品の類型・範囲を適切に限定かつ明確化していただきたい。 【理由】過度に多数の水銀使用製品の製造・輸出許可申請をすることになって混乱をきたす恐れがある。特に、製造許可は1回ですむが、輸出承認は毎回申請しなければならず、多数の会社が大量の申請をして、官民ともに大混乱にならないように配慮して頂きたい。（以下2、3とも同じ理由）	(1)報告書案は、本合同会合において行われた各種産業界のヒアリングの結果を踏まえて作成しております。なお、特定水銀使用製品を定める政令においては、条約附属書Aの表内の個別製品について、できるだけ該当製品を外形的に判断できるような規定で定める予定です。 なお、報告書案10ページに記載のとおり、条約附属書A柱書きに規定される共通適用除外事項については、該当製品が外形的に決まるものではないため、個別の製造許可申請・輸出入承認申請に基づき主務大臣による製造許可・輸出入承認を個別に受ける必要があると考えております。
3	3	2	2	10	15	(2)共通除外事項で適用除外となったものの公表及び以後の申請不要化 P10の(2)に外形的に不明確なものについては、製造の申請をして許可を与えるとあるが、いったんその許可を与えた品目をリスト化して公表して、産業界の負担を軽減するため、以後の製造の申請及び輸出の申請は不要にして頂きたい。 (3)共通除外事項(b)(c)にあたる水銀使用製品の製造・輸出承認申請不要化 P10の(2)の水俣条約附属書Aの柱書き(b)(c)（共通除外事項）にあたる製品についても製造・輸出承認申請を不要として頂きたい。 (b)研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品 (c)水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯(CCFL)及び外部電極蛍光灯(EFEL)並びに計測器 「該当製品が外形的に決まるものでなく、個別の許可申請を受ける」中で判断されるとされているが、(b)や(c)は、外形的に明確であり、除外できるのではないのでしょうか。（同旨意見2件）	(2)(3)報告書案10ページに記載のとおり、条約附属書A柱書きに規定される共通適用除外事項については、該当製品が外形的に決まるものではないと考えております。また、法第8条では、「条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、(略)許可をしてはならない。」とされており、例えば、柱書き(b)のひとつである「研究を目的とする製品」については、ある個別の製品について、その用途や当該用途にのみ用いられることを説明した書面を確認しない限りは、確実に研究のみに用いられるかどうかを外形的に判断することは困難であると考えられます。したがって、個別の製造許可申請・輸出入承認申請に基づき主務大臣による製造許可・輸出入承認を個別に受ける必要があると考えております。
4	3	2	2	10	15	(3) 製造許可取得済みの「特定水銀使用製品」の輸出承認申請不要化等の手続負担のできる限りの軽減 「特定水銀使用製品」であっても、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行後に同法に基づき、製造許可を取得した製品の輸出については、輸出承認申請を不要とする等、輸出手続負担の軽減のために最大限の措置をして頂きたい。	貿易（輸出入）に係る共通適用除外事項については、輸出を意図する時点での代替製品の有無の実態など総合的に判断（適用）されるものでありますので、製造許可を取得したことをもって、他の時点でも適用除外となると結論づけることはできません。このため、条約第4条に基づく輸出規制については、水俣条約の誠実な履行のため、外国為替及び外国貿易法に基づき、承認制にかからしめることとし、個別案件ごとに附属書Aの共通適用除外事項に該当するか否かの審査を行った上で輸出の承認を行うこととする予定です。

5	6	1	14	22	文化財に関係する者から意見を提出させていただきます。 例外規定の中で、「文化財修復・復元等」に関しては例外とされていますが、現在遺跡で発見、あるいは残されている水銀化合物や、遺物に付着する水銀化合物はどのように扱われるのでしょうか。 古墳の石室などには多量の水銀化合物が残され、そこには当時の文化や思想が反映されています。そのため、私たちは水銀化合物を大切な遺物の一つとして取り扱い、科学的な分析や調査、考古学研究などを進め、歴史の復元を進めています。そこで、 1. 出土品や出土遺構に伴う水銀化合物に対する規制(届け出・移動制限等)がかかるのか。 2. 水銀化合物が残留する遺構の埋め戻しに対する規制(届け出・一般的な埋め戻しが禁止される等)がかかるのか。 3. 水銀化合物を含む排出土の取り扱いに規制(届け出・方法・移動制限等)がかかるのか。 4. 水銀化合物を含む資料の国内および外国との移動に制限(禁止等)がかかるのか。 が問題となってきます。規制をすることは環境には必要なことかと思いますが、調査や研究の上で規制をすることは、調査や研究活動を著しく制限されることとなります。 今後、文化財および考古学研究において、水銀化合物を取り扱う上で、上記に挙げたような点は、規制を受けることがないよう、例外規定として検討いただく必要があると考えております。 よろしくお願いいたします。	ご指摘のような遺跡・遺物・文化財・文化遺産等に関して、今般導入される各規制との関係については以下のとおり整理され、いずれもご懸念は当たらないと考えます。 (1) 水銀等貯蔵規制との関係 水銀や水銀化合物が、濃度95%を超えるような純品の形(辰砂鉱石であれば未加工の鉱石の形)ではなく、建材や工芸品の一部として存在している場合には、水銀等の貯蔵に該当せず、法に基づく水銀等貯蔵規制の対象とはならないと考えます。 (2) 新用途水銀使用製品規制との関係 報告書案12ページにおいて「文化的・歴史的価値のあるもの(条約発効前に製造された初期の試作品・歴史的な発明品など)に特殊な方法で水銀が使用されている可能性も想定され、これらを網羅的に省令において指定することは困難であることを踏まえ、こうしたものを包括的に既存用途として規定」することとしていることから、法に基づく新用途水銀使用製品規制の対象とはならない見込みです。 (3) 特定水銀使用製品製造規制との関係 報告書案9～12ページに記載のある特定水銀使用製品(電池・ランプ等)に該当する場合には、製造規制の対象となる見込みです。他方で、当該規制に係る適用除外を規定する条約附属書Aの柱書き(d)には、「伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品」とあり、御指摘の遺跡・遺物・文化財・文化遺産等は、当該適用除外事項に該当し得るところです。したがって、御指摘の「文化遺産を含む伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品」の製造を行おうとする者は、法第6条第2項の申請を行い、法第6条第1項の主務大臣の許可を得れば、関係規定の施行後も製造することができる見込みです。 (4) 水銀等及び特定水銀使用製品の貿易規制との関係 水銀化合物を含む資料については、濃度95%を超えるような純品の形(辰砂鉱石であれば未加工の鉱石の形)で出土しない限り、また、建材や工芸品の一部(塗料として塗布されている等)として存在している場合であっても、報告書案9～12ページに記載のある特定水銀使用製品(電池・ランプ等)に該当しない限り、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入の規制対象となることはありません。 なお、水銀化合物が残留する遺構の埋め戻し、水銀化合物を含む排出土の取扱い、水銀化合物を含む資料の国内及び外国との移動等に関しては、既存の他の法令に基づく規制等が適用される可能性はありますのでご留意ください。
6	6	1	14	22	水銀の規制の必要性については大いに理解できますが、次のケースは適用外としていただくようお願いします。 ・産業革命(明治期)以前において塗料等に用いられた「文化財としての水銀(朱)、文化財に含まれる水銀」 理由は以下の通りです。 ・有機水銀はなく、長い歴史の中で安定している。 ・塗料等に用いられた水銀朱は、文化財とは不可分の存在であり、別に取り扱うことはできない。 ・発掘調査等により出土する場合、多額の費用をかけて分析するまで水銀は識別できない上、塗料として最も一般的な赤色顔料のうちの一部分が水銀朱であることを考慮すると、過去の出土遺物を含めて、これらをすべて分析することは事実上不可能である。 ・遺跡を含め、現状変更を最小限にしようとする文化財管理の原則があるので、従来の文化財の取扱いでも、文化財に伴う水銀の拡散危険性はきわめて低い状態で管理されている。	
7	6	1	14	22	水俣条約の発効およびこれに伴う法律の整備が、建造物、遺跡・遺物、美術品等の文化遺産に関する研究活動に支障が出ないか懸念しております。 つきましては、文化遺産を含む伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品及びその保管・運搬・廃棄等に関しては水俣条約の除外対象にする等、特別の対応をされることを求めます。	
8	6	1	14	22	考古学では、辰砂や硫化水銀などの水銀化合物が遺跡や出土品として扱われます。考古学は人類活動の記録を解明する学問です。考古学や文化財を扱う分野における辰砂や硫化水銀などの水銀化合物に対して、記録保存や各種調査の妨げとならないよう、発見・取扱い・保管・移動などについて、十分な配慮が必要です。法的な規制によって歴史解明、遺跡(文化財)保存、国民の文化享受に対して、大きな損失が生じないよう配慮願いたい。	

9	6	1		14	22	水俣条約に関する合同会議第二次報告書案で言及されている、同条約の発効および関連する法律の整備においては、遺跡の調査や遺構・遺物等の文化財の取り扱いに関する配慮が不足しており、今後の調査・研究に多大な支障が生じる可能性があるのではないかと懸念いたします。 遺跡の発掘調査では、例えば古墳時代を中心に遺物・遺構に伴って水銀朱が検出される事例がしばしばあります。学術調査・研究や文化財行政等の円滑な進捗を図るためには、遺跡の発掘調査や遺物等の文化遺産の取り扱いに関しては、水俣条約の適用除外対象とする等の、特別の対応をされることを要望いたします。	
10	7	3	1	18	11	1. 水銀含有再生資源の適用範囲について(7-3(1) 定期報告の義務対象者P18) a) 水銀含有再生資源は、合同会合においても国会審議においても、非鉄精錬の水銀スラッジを念頭に置いたものとされていますが、電池メーカーの工場において工程不良品となった酸化銀電池を材料メーカーに売却する場合は、これも水銀含有再生資源に該当するのでしょうか。 b) また、市場では、時計の電池交換によって発生した使用済み酸化銀電池を、時計店から引き取る有価ルートが存在していますが、これも水銀含有再生資源に該当するか。該当する場合、関係者は多くの場合、時計店や引き取り業者など、個人経営規模の事業者になると思われますが、報告義務をどうやって徹底するのでしょうか。 c) 上記2例は水銀スラッジとは違って、売却によって所有権が移転します。水銀含有再生資源の定期報告義務対象者は、同資源の管理を行っている者(＝所有権を有する者)とされていますが、所有権が移転する場合、報告義務はどちらにあるのでしょうか。	a) 工程不良となった酸化銀電池が銀の回収等の処分を行う目的で有価で取引される場合には、その水銀含有濃度によっては、法に規定される水銀含有再生資源に該当する可能性があります。 b) 使用済み酸化銀電池についても、ご指摘のような有価ルートが存在する場合には、a)と同様に法に規定される水銀含有再生資源に該当する可能性があります。報告義務の徹底については、産業界の協力も得つつ、周知を図っていきます。 c) 再生等の処分を意図した時点から、その管理者(所有者)が法に基づく報告義務を負うものと考えます。お尋ねのようなケースがある場合には、例えば、時計店が引き取り業者に有価で売却しようとした時点で、既に、電池に含まれる金属等の価値が認識され、その再生が意図されていることは明らかですから、時計店も引き取り業者も水銀含有再生資源の管理者(所有者)に該当し、両者に法に基づく報告義務が生じると考えます。
11	7	3	2	18	17	2. 水銀含有再生資源の報告フォームについて(7-3(2)報告事項及び方法P18) a) 報告フォームについては省令で規定されると思いますが、売却も報告対象となる場合は、保管・収集運搬・処分の委託先だけでなく、売却先・購入元についても記入欄を設けるべきだと思います。	報告様式に関する今後の検討の参考とさせていただきます。
12	別紙2	表1		21	1	化学繊維・化学樹脂繊維機械には圧力容器を組み込んだ装置があり、この圧力容器の圧力が異常に高くなり、圧力容器が破裂するのを防止するため、水銀が入った管を安全装置として使用している。当該製品は原案の「表1:水銀等を使用する既存用途製品リスト案」に記載してある「圧力計」や「ダンパー」などの項目には該当しないと考えられるため、例えば「圧力逃し装置」などの新たな製品の項目を追加して頂きたい。	御指摘を踏まえ「圧力逃し装置」の項目を追加いたします。
13	別紙2	表1		21	1	発掘調査により発見される考古資料ならびに手工業史・科学技術史関連の歴史資料の中には、水銀および水銀等を含む資料が数多く存在します。これらは我が国の歴史および文化を理解する上できわめて重要なものとなっております。品目として水銀および水銀等のうち、これらの考古・歴史資料の保存と活用という用途に対し、水銀および水銀等を含む文化財およびその関連資料を既存用途製品のリストに加えていただきたくお願い申し上げます。これらの考古・歴史資料の保存と活用における使用の例としては、水銀および水銀等を用いて製作された製品資料に加え、製造用具および操業用具、遺跡があげられます。これらの考古・歴史資料を文化財として保存・活用するためには、既存用途製品のリストへの記載が必要不可欠であると考えられます。ご高配のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。	報告書案12ページにおいて「文化的・歴史的価値のあるもの(条約発効前に製造された初期の試作品・歴史的な発明品など)に特殊な方法で水銀が使用されている可能性も想定され、これらを網羅的に省令において指定することは困難であることを踏まえ、こうしたものを包括的に既存用途として規定」することとしているところ、御指摘の資料は、当該規定に該当することが想定されるため、新用途水銀使用製品の製造・販売規制の対象とはならない見込みです。

14	別紙2	表1	23	8	19頁別紙2「既存用途製品の洗い出しについて(案)」の表1「水銀等を使用する既存用途製品リスト案」の23頁の用途欄に下記の追加をご検討願います。その後の確認調査において、過去又は現在の用途が判明したためです。 製品:「冷陰極蛍光ランプ・外部電極蛍光ランプ」の用途欄の「○特殊な波長分布を持つもの」に、“コピー機用”を追加願います。製品例の欄にはすでに“コピー機”が挙げられています。 製品:「HIDランプ」の用途欄の「○特殊な波長分布を持つもの」に、“色比較・評価用”、“高演色用(美術館用、博物館用、撮影用など)”、“商品・食品展示用”、“蛍光照明用”、“日焼け装置用”を追加願います。これらは、蛍光ランプの用途にも挙げっていますが、HIDランプでもこれらの用途で使用されるケースがあるため追加しました。	「冷陰極蛍光ランプ・外部電極蛍光ランプ」及び「HIDランプ」の用途に、御指摘のあった項目を追加いたします。
15	別紙2	表1	27	31	別紙2 表1、表2の注1)にて『試験研究用途、計測器の校正用途、参照標準用途に用いる場合については(中略)、原則として既存の用途とみなす。』とされているが、保存剤として使用されている場合が既存の用途とみなされることを明確とするよう例えば「(保存剤としての使用を含む)」を追加し、「注1)試験研究用途、計測器の校正用途、参照標準用途に用いる場合(保存剤としての使用を含む)」については、」と変更していただきたい。	保存剤は、必ずしも「試験研究用途、計測器の校正用途、参照標準用途」に用いるとは限らないため、また、当該用途で用いられる保存剤については、原案の文言でも既存の用途とみなされることが明らかであるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、水銀等を有効成分とする保存剤としては、ワクチンを含む医薬品に保存剤として含まれるチメロサルについて国内製造の実態が確認されているところですが、チメロサルは、報告書案表2において、「医薬品の保存剤」として既に既存用途製品リストに記載されております。
16	別紙2	表2	31	20	第2次報告書 表2:水銀等及びその製剤の既存用途と製品リスト案について意見を提出します。ページ番号31にあるヨウ化第1水銀及びその製剤の用途欄に「示温塗料」とありますが、一般的には、以下の物質(製品)が使用されております。 ・ヨウ化第2水銀 ・塩化第2水銀 ・テトラヨード水銀(II)銅(I) ・テトラヨード水銀(II)銀 従いまして、これら物質(製品)の用途にも、「示温材」または「示温製品」が含まれます。これら物質(用途)の追記をお願いいたします。 また、「示温塗料」とは、一般的な塗料、ペンキ、インキのイメージですが、この塗料を塗布したラベル等も販売されています。 http://www.nichigi.co.jp/products/samo/products/wr.html http://www.nichigi.co.jp/products/samo/products/tb.html そのため、「示温塗料」よりも、「示温材」の表現のほうが適切に思います。 以下は「示温材」または「示温製品」の一例です。 http://www.nichigi.co.jp/products/samo/products/c.html http://www.nichigi.co.jp/products/samo/products/r.html (同旨意見3件)	御指摘を踏まえ、「示温塗料」を「示温材」と修正し、「塩化第2水銀及びその製剤」の用途欄に記載いたします。 なお、製品を列挙する当該別表には、中間生成物は記載していないところ、ヨウ化第2水銀・テトラヨード水銀塩は、示温材の製造プロセスにおいて、材料である塩化第2水銀及びその製剤から生成される中間生成物であるため、その追記を差し控えてさせていただきます。
17	別紙3		35	1	別紙3 新用途水銀使用製品の評価方法について(案)についてこれからさらに技術的事項を詰められていくかと思いますが、環境アセスメント制度や薬機法審査の考え方だけでなく、米国TSCAのSNURやEU REACH規則の認可申請時の社会経済分析の考え方・評価方法も参考になるのではないかと思います。	今後の省令内容の検討の参考とさせていただきます。なお、ご指摘を踏まえ、「資料編」の内容を適宜充実させていただきます。